

お 知 ら せ

公募型除雪業務委託契約の公告

令和 8 年度 除雪業務委託契約に係る公募を、下記のとおり実施します。

下記参加資格を満たし応募を希望する者は、必要書類を石川県中能登土木総合事務所庶務課事業係まで提出してください。

なお、提出された資料を審査のうえ、除雪業務委託業者を決定するため、書類を提出されても受託出来ない場合があるので、予めお知らせします。

令和 8 年 7 月 9 日

石川県知事 山野 之義

記

1. 公募型除雪業務委託契約に付する事項

(1) 委託区間

一般県道 百海七尾線 七尾市藤野町～矢田町 地内

(2) 除雪機械（1 台：平常時稼働）

借上機械の場合：除雪トラック 専用車 7t 同等以上 1 台

※既存県貸与機械での応募も可能

(3) 契約単価

未 定

(参考) 令和 7 年度除雪機械の契約単価及び待機料単価(税込)

借上機械運転単価 除雪トラック A 専用車 7t : (昼間) 42,680 円/時間
: (夜間) 45,540 円/時間
: (固定費) 2,274,525 円/契約年

待機料単価 (Ⅰ) 昼間

情報連絡業務

: (稼働有) 13,200 円/回

: (稼働無) 19,800 円/回

運転手 (一般) + 助手

: (稼働有) 21,000 円/(回・台)

: (稼働無) 31,500 円/(回・台)

待機料単価 (Ⅱ) 夜間

情報連絡業務

: (稼働有) 14,600 円/回

: (稼働無) 21,900 円/回

運転手 (一般) + 助手

: (稼働有) 23,200 円/(回・台)

: (稼働無) 34,800 円/(回・台)

2. 参加資格条件

石川県建設工事競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。

- (1) 必要書類の提出期限の翌日から道路除雪業務委託契約締結までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、石川県が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。)でないこと。
- (5) 役員(役員として登録または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、または暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められるものでないこと。
- (6) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可に係る主たる営業所又は営業所の所在地が中能登土木総合事務所管内にあること。
- (7) 中能登土木総合事務所の出動指示に対して速やかな除雪作業を開始できるように、車両置場が当該委託区間に近接していること。
- (8) 当該委託区間の道路状況を熟知した熟練のオペレータを確保出来ること。
- (9) 借上機械は国や市町と除雪契約を締結していないこと。
ただし、市町道と同時に除雪を行うと効率的である場合は、この限りでない。
- (10) 中能登土木総合事務所との連絡体制が整っており、指示に対して即応出来ること。
- (11) 除雪作業に係る事故や苦情に対して迅速な対応と補償が出来ること。
- (12) 緊急体制時には交代要員を加え、24 時間の除雪体制が確保出来ること。
- (13) やむを得ない理由を除き、当該委託区間の除雪体制を複数年にわたって保持出来ること。

3. 応募参加資格の申請手続き

公募型除雪業務委託契約に応募する者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 公募型除雪業務委託契約参加申込書(様式第 1 号)
- (2) 応募参加資格該当誓約書(様式第 2 号)
- (3) オペレータ名簿(様式第 3 号)
- (4) 使用機械一覧表(様式第 4 号)
- (5) 技術提案書(様式第 5 号)
- (6) 業態調書(様式第 6 号)

4. 応募した者の選定に関する事項

公募型除雪業務委託契約に応募した者から、以下により 1 者を選定する。

提出された技術提案書を中能登土木総合事務所で別紙 1 の評価基準に基づいて審査・採点の上、最上位の応募者と契約する。

なお、当公告内容及び提出書類に記載された内容に対する履行状況に相違があると認められる場合は、契約解除等の措置をとる場合がある。

5. 書類提出期間等

- (1) 提出期間 令和 8 年 7 月 9 日（木）から令和 8 年 7 月 23 日（木）まで
（ただし、石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）
- (2) 提出時間 9:00～17:00
- (3) 提出場所 石川県中能登土木総合事務所 庶務課 事業係
- (4) 提出部数 1 部
- (5) 提出方法 事務所へ持参

6. 受託者決定通知に関する事項

受託決定者には、令和 8 年 7 月 31 日（金）に公募型除雪業務委託契約受託者決定結果通知書を送付する。

7. 受託否認の理由の説明

- (1) 応募し受託を否認された者は、受託者決定の日から起算して 5 日（土、日曜日、祝日を除く。）以内に石川県中能登土木総合事務所長に対して理由の説明を口頭により求めることができる。
- (2) 上記(1)の受付時間及び窓口は、次のとおりである。
 - ・受付時間：土、日曜日及び祝日を除く毎日、9:00～17:00
 - ・受付窓口：石川県中能登土木総合事務所 庶務課 事業係
Tel：(0767)52-5100

8. 除雪業務委託契約の締結

除雪業務委託契約の締結は 10 月頃の予定

9. その他の留意事項

- (1) 提出された書類は、技術審査及び評価以外に提出者に無断で使用しません。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 問い合わせ先は次のとおり。

問い合わせ先：石川県中能登土木総合事務所 庶務課 事業係
Tel：(0767)52-5100